

群馬県市町村会館管理組合行政財産使用料条例

平成15年9月2日

条例第2号

改正 平成23年5月16日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第228条第1項の規定に基づき行政財産の使用について徴収する使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料の徴収)

第2条 法第238条の4第7項の規定による許可を受けて行政財産を使用する者は、別に条例で定めるもののほか、この条例の定めるところにより使用料を納付しなければならない。

(使用料の年額の基準)

第3条 使用料の年額の基準は、次の各号に規定するところにより算定するものとする。

(1) 土地にあっては、公有財産台帳に登載された当該土地の価格に100分の3を乗じて得た額。ただし、その価格が近傍類似の土地の時価と比較して著しくその均衡を失すると群馬県市町村会館管理組合管理者（以下「管理者」という。）が認める場合には、当該時価を考慮して算定した額に100分の3を乗じて得た額

(2) 建物にあっては、公有財産台帳に登載された当該建物の価格を基礎とし当該建物の時価を考慮して算定した額に100分の6を乗じて得た額に、次の算式により計算して得た額を加算して得た額

算式

当該建物の建て面積に相当する当該建物の敷地の面積について前号の規定により算定して得た額

当該建物のうち使用させる面積
×

当該建物の延べ面積

(3) 土地及び建物以外のものにおいて、公有財産台帳に登載された価格を基礎とし時価を考慮して算定した額に100分の3から100分の6の範囲内で管理者が定める率を乗じて得た額

(使用料の額)

第4条 使用料の年額は、前条の規定により算定した額に、次の各号に規定するところにより、当該各号に規定する額をそれぞれ加算し、又は減額した額とする。

(1) 使用者が許可を得て当該行政財産の修繕をしたときは、当該修繕費（その額が前条の規定により算定した額の10分の3に相当する額を超えるときは、当該10分の3に相当する額）を減額する。

(2) 建物について、使用者に火災保険契約を締結させているときは、当該保険料相当額を減額する。

(3) 消費税法（昭和63年法律第108号）第4条の規定により消費税が課されることとなるものにおいて、前条に規定する使用料の年額の基準に同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額とその額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額とを加算する。

2 使用者が使用した電気、水道、ガス等の経費については、前項の額に加算して徴収する。

(使用料の例外)

第5条 電気事業、電気通信事業等の用に供するもので、電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1に掲げるものに係る土地等の使用料の額については、前条の規定にかかわらず、同表に掲げる額とする。

(使用料の納付方法)

第6条 使用料は、これを前納とする。ただし、使用期間の長期にわたるものについては、毎月又は毎年定期に納付することができる。

2 使用期間に端数を生ずるときは、月割又は日割計算による。

(使用料の減免)

第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用若しくは公益事業の用に供するとき。

(2) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急の施設として短期間使用するとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか管理者が特に必要があると認めたとき。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額については、当該使用期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。